

アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 88

◆ 目次

1. 主要トピック

ガーナ

- ・米国-ガーナのビジネス EXPO で知的財産権に関するパネルディスカッションが開催

ケニア

- ・媒体税の徴収開始に関する公告
- ・貿易の推進を目指すケニアの貨物輸送協会が ACA との協力関係を強化

モロッコ

- ・モロッコ工商業所有権庁（OMPIC）とフランス工業所有権庁（INPI）による第 26 回合同委員会が開催

モザンビーク

- ・AfCFTA —— アフリカで 47 番目の国としてモザンビークが条約を承認

OAPI

- ・デジタル環境下のブランド開拓に関する戦略

ルワンダ

- ・ルワンダがブダペスト条約に加入

南アフリカ

- ・CIOPORA 委員会における南アフリカの活動

2. 他のトピック

アフリカ全域

- ・知的財産に関する若手リーダーの育成を目的とする「WIPO 若手エキスパート育成プログラム」は 2024 年も継続

ARIPO

- ・クワメ・エンクルマ科学技術大学（KNUST）がアフリカ広域知的財産機関（ARIPO）およびガーナ知的財産庁と共同で知的財産に関する修士号を提供
- ・地理的表示（GI）に関する ARIPO 加盟国の法的枠組みの策定に向けた技術的サポート

- ・「著作権および著作権管理デー」の祝典における ARIPO 長官の声明

モロッコ

- ・著作権侵害問題：専門家が知的財産権の安全保護を提唱

ナイジェリア

- ・新たなナイジェリア知的財産法のテキストブック
- ・知的財産教育に携わる教師および研究者を対象とした「2022年著作権法に関する年次著作権コロキウム」の最初の会合がアブジャに所在するバズ大学法学部において開催

OAPI

- ・トーゴの首都ロメで抜きんできた人気を誇る4つのブランド

南アフリカ

- ・商標紛争：アフリカ民族会議（ANC）が2024年の選挙を戦う政党として MK を抜き打ち登録

トーゴ

- ・貿易相が語る企業にとっての知的財産の重要性

ジンバブエ

- ・アーティストの将来性を左右する知的財産権

◆ ニュース

1. 主要トピック

ガーナ

- ・米国-ガーナのビジネス EXPO で知的財産権に関するパネルディスカッションが開催¹

2023年の8月10日と11日の両日、ガーナの首都アクラにおいて、「成長と繁栄に向けた米国-ガーナの貿易関係の強化」という主題の下に、米国-ガーナ・ビジネス EXPO (US/Ghana Business Expo) が開催された。

この催しの一部として知的財産に関するパネルディスカッションが実施され、以下のような主張が展開された。

- ・ガーナはこれまで知的財産問題に十分な注意を向けてこなかった。
- ・高度な創造性を備えた人材は、特にガーナでは、知的財産に関するリテラシーの低さから自らの作品のビジネス的な側面に関心を払わないことが多い。

¹ <https://ameyawdebrah.com/ipr-panel-at-us-ghana-business-expo/> (2023.9.1)

- こうした関心の欠如に加えて、ほとんどの弁護士が知的財産問題を常に十分に理解しているとは言えないという事実が事態をさらに悪化させている。
- ガーナの知的財産法は十分なものであるが、自国のクリエイティブ産業に対する投資家の信頼を高めるため、ガーナ議会は知的財産関連の「重要な政策」(relevant policies)の採択を急ぐ必要がある。
- あらゆる経済において、成長またはエコシステムの発展を決定づける主な要因は特許の出願件数であることが調査から判明している。2019年には、世界の特許出願件数にアフリカが占める割合は僅か0.5%であった。これに対しアジアは全体の66.8%、北米は19%、欧州は10.9%を占めている。
- ガーナ、ひいてはアフリカにおける知的財産の活用度は低いですが、これは部分的には劣悪で時代遅れの情報通信システムのせいである。

ケニア

• 媒体税の徴収開始に関する公告²

ケニア著作権委員会(Kenya Copyright Board ; KECOBO)は、媒体に対する課税制度(blank tape levy)を2023年9月15日から施行すると発表した。この課税は、著作権法の第28条(3)(6)および第30条(6)および2020年著作権規則(Copyright Regulations 2020)の付則2のパートBに従って実現したものである。

同委員会の発表によれば、「著作権保護の対象となるコンテンツを私的に複製するために使用しうる物品について徴収され、ケニアに入国した時点またはケニア国内で最初に製造された時点で納付される予定」だという。

• 貿易の推進を目指すケニアの貨物輸送協会がACAとの協力関係を強化³

ケニア国際貨物倉庫協会(Kenya International Freight and Warehousing Association ; KIFWA⁴)は、模倣品の国際取引に対処するため、ケニア政府との協力強化に関する合意を取り交わした。ケニア模倣品取締機関(ACA)の事務局長を務めるRobi Mbugua Njoroge博士とKIFWAの会長であるRoy Mwanthi氏がモンバサで会談した結果、今回の合意が成立する運びとなった。

ACAのウェブサイトに掲載された記事によれば、ケニアの貿易の大半は(モンバサ港経由の)海上輸送および航空輸送によるものであり、したがって荷主や物流提供者との統合性を確保するために規制と協力が不可欠となる。この記事はさらに続けて、KIFWAは法令遵守と合法的な貿易の促進のために政府当局と進んで協力する意向だと述べている。

モロッコ

² <https://copyright.go.ke/index.php/media-center/news-updates/public-notice-commencement-collection-blank-tape-levy> (2023.9.11)

³ <https://www.aca.go.ke/media-center/news-and-events/448-kenyas-freight-and-forwarding-association-to-strengthen-partnerships-with-aca-towards-promotion-of-legitimate-international-trade> (2023.8.28.)

⁴ <https://www.kifwa.co.ke/>

・モロッコ工商業所有権庁（OMPIC）とフランス工業所有権庁（INPI）による第26回合同委員会が開催⁵

2023年9月5日、モロッコとフランスの知財登録機関であるOMPICとフランスINPIがモロッコのカサブランカにおいて26回目の合同委員会を実施した。今回の会合で議長を務めたのはOMPIC長官のAbdelaziz Babqiqi氏とフランスINPI長官のPascal Faure氏である。話し合いの焦点となったのは、両庁間の技術協力プロジェクトであった。

これら2つの機関は、特許審査ハイウェイ（Patent Prosecution Highway；PPH）の施行プログラムを2023年11月1日から開始することに合意した。PPHは特許当局間の協力プログラムであり、特許出願から特許付与までの処理の迅速化を目的としている。PPHの基礎となるのは、特許出願の処理時間の短縮と付与された特許の質的向上の両方を視野に入れた審査結果の共有である。

モロッコはすでにスペイン、日本および米国との間でPPHプログラムを開始している。

モザンビーク

・AfCFTA ― アフリカで47番目の国としてモザンビークが条約を承認⁶

モザンビークがAfCFTA協定を批准したことで、同協定を批准したアフリカの国は合計47か国となった。これで、現在アフリカ連合（African Union）に加盟している国の3分の2以上が同協定を批准したことになる。

アフリカ大陸自由貿易圏設立協定（AfCFTA）は、汎アフリカ的かつ野心的な協定であり、物品貿易の妨げとなる関税および非関税障壁の漸次的な撤廃、サービス（役務）の貿易自由化、投資・知的財産権・競争政策に関する協力を目的としている。

OAPI

・デジタル環境下のブランド開拓に関する戦略⁷

OAPIのブランド表彰式が2023年9月14日に挙行された。このイベントの重要な側面は、OAPIと国際商標協会（International Trademark Association；INTA）が主催した討論会である。この討論会は、常に進化し続けるデジタル環境下でのブランド開拓に関する戦略を検討することであった。ここで討議された主題としては以下のようなものが挙げられる。

- ブランドの発展と普及のためにデジタル技術が提供する機会。
- 企業の製品やサービスを市場展開する際のブランドの重要性。
- 知的財産による事業の発展を望む中小企業を支援するためにOAPIとWIPOが提供しているツール。

⁵ <http://www.ompic.ma/fr/actualites/tenue-de-la-26eme-commission-mixte-entre-loffice-marocain-de-la-propriete-industrielle-et> (2023.9.7)

⁶ <https://www.linkedin.com/pulse/excitement-mozambique-becomes-47th-african-country-ratify-edebor/> (2023.9.)

⁷ https://www.linkedin.com/posts/oapi-linkedin_la-grande-c%C3%A9%C3%A9bration-des-awards-de-la-marque-activity-7109510435552272384-cKzI/?utm_source=share&utm_medium=member_ios (2023.9.)

- アフリカの電子商取引の現状に照らした商標保護に関する課題。

ルワンダ

• ルワンダがブダペスト条約に加入⁸

2023年9月4日、ルワンダは「特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約」(Budapest Treaty on the International Recognition of the Deposit of Microorganisms for the Purposes of Patent Procedure) への加入書を寄託した(情報源: Budapest Notification No. 360)。

ブダペスト条約は2023年12月4日付でルワンダにおいて発効することになる。同条約により、特許保護を求める国それぞれで微生物を寄託する必要がなくなる。

南アフリカ

• CIOPORA 委員会における南アフリカの活動⁹

植物育成者権を取り上げたニュース記事が南アフリカで報道された。CIOPORA 委員会の委員として Viresh Ramburan 博士が任命されたことを報じる記事である。アフリカから CIOPORA に委員として参加するのは同博士が初となる。CIOPORA¹⁰ とは、無性生殖された園芸植物育成者による国際コミュニティである。

CIOPORA は植物育成者の非営利団体であり、植物に関するイノベーションの推進を図るとともに育成者の活動の成果である品種の保護を促進するために設立された。現在では5つの大陸から152名の会員が参加している。Ramburan 博士によれば、CIOPORA は「観賞用植物や果樹の育成者の権利を代表し、植物育成者の権利を承認する法環境・規制環境・ビジネス環境を目指してロビー活動を展開することにより、育成者の権利を保護し、植物イノベーションを促進している」という。

2. 他のトピック

アフリカ全域

- 知的財産に関する若手リーダーの育成を目的とする「WIPO 若手エキスパート育成プログラム」は2024年も継続(2023.9.12)

<https://www.afterschoolafrica.com/76760/wipo-young-experts-program-2024-for-young-leaders-in-intellectual-property/>

ARIPO

- クワメ・エンクルマ科学技術大学(KNUST)がアフリカ広域知的財産機関(ARIPO)およびガーナ知的財産庁と共同で知的財産に関する修士号を提供(2023.9.5)

<https://www.aripo.org/notice/Admission+of+Candidates+to+the+MPHIL+in+Intellectual+Property+%28MIP%29+2024-1694093632>

- 地理的表示(GI)に関するARIPO加盟国の法的枠組みの策定に向けた技術的サポート(2023.9.21)

⁸ https://www.wipo.int/treaties/en/notifications/budapest/treaty_budapest_360.html (2023.9.4)

⁹ <https://farmersreviewafrica.com/south-african-on-the-ciopora-board/> (2023.9.8)

¹⁰ <https://www.ciopora.org>

<https://afripi.org/events/technical-support-development-legal-framework-gis-aripo-member-states>

- ・「著作権および著作権管理デー」の祝典における ARIPO 長官の声明 (2023.9.14)

<https://www.aripo.org/public/news/Statement-of-the-ARIPO-DG-at-the-Copyright-&+Collective-Management+Day+Celebrations-1694700615#>

モロッコ

- ・著作権侵害問題：専門家が知的財産権の安全保護を提唱 (2023.9.1)

<https://tribuneonline.com/piracy-experts-advocate-security-for-intellectual-property-rights/>

ナイジェリア

- ・新たなナイジェリア知的財産法のテキストブック (2023.9.)

<https://lnkd.in/d8ZCr7RD>

- ・知的財産教育に携わる教師および研究者を対象とした「2022 年著作権法に関する年次著作権コロキウム」の最初の会合がアブジャに所在するバズ大学法学部において開催 (2023.9.7)

<https://www.facebook.com/copyright.gov.ng>

OAPI

- ・トーゴの首都ロメで抜きんできた人気を誇る 4 つのブランド (2023.9.15)

<http://www.oapi.int/index.php/fr/component/k2/item/816-4-marques-se-d%C3%A9marquent-%C3%A0-lom%C3%A9>

南アフリカ

- ・商標紛争：アフリカ民族会議（ANC）が 2024 年の選挙を戦う政党として MK を抜き打ち登録 (2023.9.19)

<https://www.news24.com/news24/politics/political-parties/trademark-war-anc-blindsided-as-mk-registered-as-political-party-to-contest-2024-poll-20230919>

トーゴ

- ・貿易相が語る企業にとっての知的財産の重要性 (2023.9.14)

<https://www.togofirst.com/en/economic-governance/1409-12536-togo-intellectual-property-crucial-for-businesses-minister-of-trade-says>

ジンバブエ

- ・アーティストの将来性を左右する知的財産権 (2023.9.11)

<https://www.newsday.co.zw/life-amp-style/article/200016499/ip-rights-crucial-for-artists-development-nacz>

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 88

[著者]

Spoor & Fisher

spoor • fisher
patents • trade marks • copyright

[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

JETRO
JAPAN EXTERNAL TRADE ORGANIZATION

2023 年 10 月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Spoor & Fisher が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。